

下水道管路マネジメントのための技術基準等のとりまとめ(概要)

1. 下水道管路マネジメントに関する技術基準等の考え方

- 現行の基準等を包括的に見直し、重要な項目は国の基準等に引き上げ
- 社会的影響を踏まえ「重要管路」と「重要管路以外の管路」に区分し、「メリハリ」をつけた戦略的なマネジメントを進め、限られた人員や予算の中で施設の安全性を確保

2. 点検・診断に関する基準等

(1) 診断区分の見直し・構造に応じた診断基準

- 箇所毎に健全度を評価するとともに、明確な診断が難しい状態の区分を設定
- 鉄筋コンクリート管の診断基準を見直すとともに、シールド管等の診断基準を設定

(2) 「メリハリ」をつけた点検

- 「重要管路」は、頻度を明確化、方法を高度化し、健全度Ⅲ箇所は更に高頻度化
- 「重要管路以外の管路」は、要注意箇所の頻度を明確化し、それ以外は適切な頻度で監視

(3) 診断の質の確保

- 必要な知識や技能を有する者が診断することとし、技術者の能力向上を促進

(4) 道路管理者との連携

- 空洞調査にあたっては、実施箇所、頻度及び時期について道路管理者と調整
- 点検結果等を道路管理者へ共有し、安全確保に必要な措置を協議、実施

3. 構造に関する基準等

(1) リダンダンシー(多重性)の確保

- 災害・事故時の機能確保等のため、「重要管路」の水位を下げるできない箇所、複線化等による多重化を原則化

(2) メンテナビリティ(維持管理の容易性)の確保・向上

- 改築の機会を捉え、マンホールの間隔や構造を見直す等、維持管理の容易性を確保・向上することを原則化

(3) 要注意箇所への対策

- 新技術の活用を含め対策の実施を強化

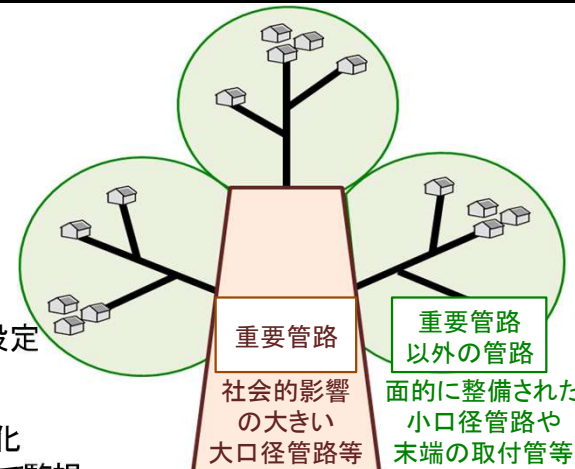
4. 2つの「見える化」に向けた情報管理

- 維持管理の正確性や効率性の向上に向け、記録すべき情報を見直し、デジタル化を促進
- 市民の使用料負担等への理解促進に向け、老朽化状況や対策内容等の公表を推進

5. 管内作業の安全性確保

- 安全確保が何よりも優先されるという基本スタンスを再確認し、留意事項を徹底
- 点検技術の高度化・実用化を推進

「重要管路」と「重要管路以外の管路」の考え方



診断区分の見直し(案)

健全度区分		状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の安全性が低下する、又は低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の措置を講ずべき状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の措置を講ずべき状態
Ⅱ	要監視段階	構造物の安全性が低下していないが、異状の進行等を監視する必要がある、措置を講ずることが望ましい状態
Ⅰ	健全	構造物の安全性が低下していない状態
診断保留		十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態 ※ 巡視や路面下空洞調査等、個別に対応方法を検討・実施

重要管路における点検の強化

〈現状〉

区分	頻度	方法
化学的弱点箇所	5年に1回以上	人やTVカメラ等による目視
上記以外	リスク等を踏まえ頻度を設定	

* 健全度Ⅲと診断された箇所は、空洞調査を実施するとともに、点検頻度をさらに高頻度化(例: 3年に1回→1年に1回)

〈強化後〉

区分	頻度	方法
化学・力学・地盤的弱点が重なる箇所 硫化水素濃度が著しく高い箇所	3年に1回以上	人やTVカメラ等による点検 ＋ 管厚測定等の定量点検
化学的弱点箇所	5年に1回以上	
力学的弱点箇所		
地盤的弱点箇所		
上記以外	10年に1回以上	

リダンダンシー確保の取組例

